

## (調査研究報告書)

# 受益者連続信託による財産承継と遺留分制度の適用 ～生命保険契約の判例法理との比較考察～

今川嘉文(龍谷大学法学部教授)

### ～目次～

1. 本稿の目的
2. 受益者連続信託による財産承継
3. 生命保険契約の判例法理との比較にみる遺留分制度
4. 信託契約における関連課題の検討

## 1. 本稿の目的

高齢者およびその推定相続人ならびにその成年後見人は、高齢者の健常時・能力減退時・能力喪失時・相続時・二次相続時というライフステージにおいて、高齢者が有する財産(金銭、株式、不動産等)を、その意図に即した適切な管理とともに、円滑な承継が求められる<sup>1</sup>。

近年、高齢者の財産管理および承継に際し、民事信託の利用が増加している。信託法は次世代への財産承継を伴う信託利用を手当しているが、遺留分制度の適用の有無、遺留分算定の信託受益権の評価等の課題は多い。信託設定により、遺留分減殺を一律に免れる効果が生じるものではないことが多数説のようである。

しかし、後継ぎ遺贈型の受益者連続信託(信託法(以下、「信託」という。)91条)を前提とする生前信託では生命保険契約との類似性を根拠に、最判平成14年11月5日民集56巻8号2069頁等の判例法理を参考として、遺留分侵害の問題は生じないと解することができるのか。

例えば、X1は自身を委託者として、後継ぎ遺贈型の受益者連続信託(以

---

<sup>1</sup>高齢者が中小企業のオーナー経営者または当該企業の大株主である場合、能力減退または能力喪失となると、会社の経営および意思決定に甚大な影響を及ぼす。相続時または二次相続時に、株式が分散することになると、①現経営権が意図する後継者に承継されない、②経営者間または株主間の派閥争いなどが大きくなる可能性がある。承継対策(財産を減少させない、経営権を手放さない)および争族対策(相続人間、株主間等で揉めさせない)などを講じておくことは当事者の要望に合致することになるであろう。

下、「受益者連続信託」という。)を設定する。X1は生前中には自身を第1次受益者、子X2～X3を第2次受益者として、X1の死亡によりX2～X3が受益権を取得する。後順位の受益者は先順位の受益者から受益権を承継取得するのではなく、委託者から直接に受益権を取得すると考えれば、どの順位の受益者までが遺留分減殺請求の対象となるかを明確にすることは、次世代への財産承継が円滑に進む。本稿は、受益者連続信託と生命保険契約の判例法理との比較検討による遺留分制度の適用を考察する。

## 2. 受益者連続信託による財産の管理承継

### 2.1. 信託制度の趣旨

平成18年12月に成立した新信託法<sup>2</sup>は、受託者の義務を合理化し、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるとともに、多様な信託の利用ニーズに対応するため、新しい類型の信託制度を創設した<sup>3</sup>。

信託契約により、委託者の財産は信託財産として受託者の名義となり、受託者が信託財産の管理、運用、処分を行う。受託者は信託財産の管理運用等をする際には、信託目的(信託2条1項)<sup>4</sup>に拘束され、受益者の利益を最優先する任務を負う。受益者は受益権に基づき、受託者から信託の収益配当を受け取る。この受益権は、信託財産を物権的に支配する権利ではなく、受託者に対する給付請求権(受給権)といえる<sup>5</sup>。

信託の活用により、委託者は次の意図を実現できる。第1に、委託者の意思尊重である。委託者が締結した信託契約の目的に従って、受託者が信託財産の管理運用等をするため、委託者の意思が何よりも尊重される。第2に、財産の保護である。第3に、委託者死亡後の財産管理である。第4に、受益者の指定である。信託契約に基づき、委託者は様々な受益者を定めておくことができる。

---

<sup>2</sup>新信託法は旧信託法の改正という形式をとらず、新立法として導入された。旧信託法は大正11年の制定以降、実質的改正がほとんどなされなかった。財産承継および資金調達に際し信託利用が飛躍的に進み、旧信託法の根本的な見直しが求められるようになり、平成18年12月に新信託法は成立した(寺本昌広「新しい信託法の概要」ジュリ1335号2頁(2007年))。

<sup>3</sup>寺本昌広＝村松秀樹＝富澤賢一郎＝鈴木秀昭・三木原聡「新しい信託法の概要」法律のひろば(2007年)5頁。財産承継に係る新たな信託として、遺言信託、遺言代用信託、後継ぎ遺贈型受益者連続信託などを明文化された。

<sup>4</sup>信託目的は受託者の行動指針であり、その権限範囲を確定する。信託目的は信託を終了すべきか否かの判断基準となる(能見善久『現代信託法』(有斐閣・2004年)14頁)。

<sup>5</sup>能見・前掲注(4)191頁。

## 2.2. 金融資産に占める信託財産

平成 29 年 9 月末現在、わが国における信託財産総額は 1,081.5 兆円であり、前年同月末比約 88.6 兆円増と過去最高額を更新した。平成 16 年 3 月末の信託財産総額が 492.3 兆円と比較すれば、約 2.2 倍である(一般社団法人信託協会平成 29 年 12 月 19 日付統計)。平成 29 年 9 月末現在、わが国の個人金融資産(約 1,845 兆円)および民間非金融法人企業の金融資産(約 1,207 兆円)の総計が約 3,052 兆円であることに照らすと(日本銀行調査統計局平成 29 年 9 月統計)、信託財産となっている資産の総額は極めて大きい。

前記の信託財産総額は商事信託を対象とするが、民事信託を含め、信託制度の活用ニーズは飛躍的に高い。新信託法は、特に個人の便益を図ることには十分に活用されてこなかった信託制度を、商事だけでなく民事面で普及させることを目的としている。それにより、①財産承継の手段としての活用、②扶養の手段としての活用、③財産管理の手段としての活用などの意義がある<sup>6</sup>。

商事信託は概して大口資産を対象とし、受託者の果たす役割として信託財産の受動的な管理運用等を超えることを期待する場合、商事信託を活用すべきであろう。しかし、民事信託の活用がベストという事案、または商事信託では受託者にとりビジネスとして成立しにくい事案がある。

民事信託は小口資産において活用の幅があり、財産の共有に係る問題の一定の克服、成年後見制度に代わる福祉機能、事業承継における時間の付与など、活用利点は様々である。後見制度より長期にわたり信託当事者と向き合うことになる。信託は当事者の意見反映に柔軟性を有しつつ、財産分離機能およびガバナンス機能を備えている。当事者が何を求め、何をしたいのかに即して、商事信託と民事信託の併用が考えられる。例えば、家業に関する資産の管理運用等は商事信託を活用し、相続人等との関係では民事信託を活用するなどである。

## 2.3. 財産承継に係る民法上の課題

次世代に対する財産承継として、後継ぎ遺贈がある<sup>7</sup>。これは、第 1 次受遺

---

<sup>6</sup>深山雅也「新しい信託制度の民事信託分野における活用」NBL832 号 36 頁以下(2006 年)。

<sup>7</sup>後継ぎ遺贈は、つぎのように説明される。遺言者 X が遺言により、X 所有の不動産 P を配偶者 Y に対し、Y の死亡を解除期限(終期)として与える(第 1 次遺贈)。Y が死亡した場合(Y の死亡が停止期限)、XY の相続人ではない Z(例えば、X の甥)に対し、Z の生存を停止条件として P を与える(第 2 次遺贈)。当該事案では、Z は

者の受ける財産上の利益が、ある条件の成就または期限の到来した時から、第 2 次受遺者に移転する遺贈である<sup>8</sup>。

民法上、後継ぎ遺贈の効力に関し、学説は、①特殊な遺贈類型の一種だとして有効と解する見解<sup>9</sup>、②無効とする見解に相対している<sup>10</sup>。①の見解では、遺贈の対象が不動産または動産の所有権であるとする、第 1 次受遺者は期限付きの所有権を取得するにすぎない。しかし、所有権は完全・包括的・恒久的な権利であり、存続期間を定めた所有権は認められないと解される<sup>11</sup>。

---

Y から本件不動産 P を承継するのではなく、第 1 次遺贈の失効を介して、X から直接に P の遺贈を受ける(田中亘「後継ぎ遺贈～その有効性と信託による代替可能性について」米倉明編『信託法の新展開』(商事法務・2008 年)214 頁参照)。後継ぎ遺贈は、第 2 次遺贈のことを指す(米倉明『家族法の研究』(新青出版・1999 年)324 頁)。

<sup>8</sup>最判昭和 58 年 3 月 18 日判時 1075 号 115 頁は、後継ぎ遺贈が問題となった。遺言者 P が材木商を営み、当該営業に必要な不動産を妻 Y に遺贈し、Y が死亡後に、P の兄弟姉妹 Q らで分割する旨を遺言した。原審(福岡高判昭和 55 年 6 月 26 日)は、「本件条項は後継ぎ遺贈に該当し、現行法上、明文規定を欠くとして、Y への遺贈は有効であるが、Q らへの遺贈は法的効力が認められず希望条項である」と判示した。最高裁は、遺贈の趣旨は様々に解され、それを明らかにすべきとして原審に差戻した。その中で、第 2 次受遺者 Q らへの利益を移転すべき負担を第 1 次受遺者に負わせた負担付遺贈、第 1 次受遺者に使用収益権を付与し、第 1 次受遺者死亡を不確定期限とした Q らへの遺贈と解しようとした。

<sup>9</sup>有効説として、米倉・前掲注(7)323 頁以下、稲垣明博「いわゆる『後継ぎ遺贈』の効力」判タ 662 号 41 頁(1998 年)等がある。米倉・前掲注(7)331 頁は、①最判昭和 58 年 3 月 18 日判タ 496 号 80 頁が後継ぎ遺贈に対し無効説を採用したとは必ずしも明確ではない、②無効説が後継ぎ遺贈の必要性に背を向け、法律関係の複雑性・不安定性を根拠にしているにすぎない等を指摘する。田中(米倉編)・前掲注(7)231 頁は、後継ぎ遺贈型受益者連続信託が立法化されても、民法上の後継ぎ遺贈の効力が否定されないとする。

<sup>10</sup>中川善之助＝泉久雄『相続法(第 4 版)』(有斐閣・2000 年)569 頁、川淳一「受益者死亡を理由とする受益連続型遺贈」野村豊弘＝床谷文雄編『遺言自由の原則と遺言の解釈』(商事法務・2008 年)19 頁。

<sup>11</sup>川島武宣編『注釈民法(7)』(有斐閣・1967 年)224 頁(川井健執筆)。後継ぎ遺贈を否定する根拠として、遺贈の効力発生後、条件成就または期限到来までの期間が長期にわたるとき、受遺財産をめぐる法律関係につき受遺者を拘束する。その間に、受遺者が受遺財産を処分した場合、また、受遺者の債権者がそれを差し押さえた場合、後継ぎ遺贈者はこれらにどう対処できるのか、法律関係は明白ではない、などの指摘がある(中川善之助＝加藤永一編『新版注釈民法(28)相続(3)〔補訂版〕』(有斐閣・2002 年)190 頁(阿部浩執筆))。

後者②の無効説が多数説と思われる。

## 2.4. 受益者連続信託の特性

### 2.4.1. 受益者連続信託の導入経緯

後継ぎ遺贈は、民法上の可否が議論されてきた。他方、後継ぎ遺贈型受益者連続信託(以下、「受益者連続信託」という。)のニーズとして、①遺族の生活保障、②中小企業経営者の事業承継、③被相続人の意向を配慮した財産承継のため<sup>12</sup>、「これらの場合にその財産をもっとも適切に活用できるのにふさわしい順位で財産が承継される保証が必要である」という提唱がなされてきた<sup>13</sup>。

信託法改正要綱試案の補足説明では、一定目的のために、「共同均分相続とは異なる財産承継を可能にする手段」の必要性が指摘されている<sup>14</sup>。新信託法は「受益者の死亡により他の者が新たな受益権を取得する旨の定めのある信託の特例」として、受益者連続信託を新設した(信託 91 条)。

### 2.4.2. 受益者連続信託の特性

信託は所有権を受益権に転換し、受益権を受託者に対する財産給付請求権として設計している。信託契約により受託者および受益者は信託財産を恣意的に処分できず、委託者の意思が反映される<sup>15</sup>。

しかし、あまりに長期の信託財産の拘束は委託者による処分禁止財産を創設するなどを理由に、公序良俗違反(民 90 条)になると考えられた<sup>16</sup>。そのため、受益者連続信託がなされたときから、30 年を経過した時以後に現に存する受益者が死亡するまでを有効とするように期間を区切っている。受益者連続信託の立法経緯において、信託法 91 条の局面では、所有権絶対の原則および所有権の概念との相克は問題視されていない<sup>17</sup>。

---

<sup>12</sup>例えば、X が妻 P に先立たれ、Y と再婚をした。X が死亡した後、Y の生活が心配である。しかし、Y が死亡したときに、先妻 P との間に生まれた Q に財産を残し、かつ Y の親族には渡したくない場合、後継ぎ遺贈型の受益者連続信託を設定する。第 1 次受益者を Y、第 2 次受益者を Q とすることで、X の意図を実現させることができる(田中和明＝田村直史『信託の理論と実務入門』(日本加除出版・2016 年)158 頁)。

<sup>13</sup>福井秀夫「後継ぎ遺贈型受益者連続信託の法と経済分析」判タ 1247 号 96 頁(2007 年)。

<sup>14</sup>法務省民事局参事官室「信託法改正要綱試案補足説明」170 頁。

<sup>15</sup>四宮和夫『信託法[新版]』(有斐閣・1989 年)129 頁～131 頁。

<sup>16</sup>能見・前掲注(4)189 頁。

<sup>17</sup>沖野眞己「信託法と相続法～同時存在の原則、遺言事項、遺留分」水野紀子編

## 2.5. 受益者連続信託の利用例と課題

受益者連続信託における信託契約では、次の内容が多くみられる。

例えば、A(委託者かつ第1次受益者)は、生前中には自益信託として、受益権を自己のために活用する。Aが死亡後、受益権のうち、①Y1(Aの子、受託者かつ第2次受益者)が6分の4、②X1およびX2(Aの子、第2次受益者)が各6分の1を取得する。Y1、X1またはX2が死亡すると、これらの各受益権は消滅する。当該受益権は後順位の第3次受益者Y2(Y1の子)が取得する。

本件事案の信託契約に係る受益債権は、①信託財産の不動産の売却代金より発生する経済的利益、②賃料他の信託不動産より発生する経済的利益、③信託財産の株式から生じる利益配当、④信託金銭による身上監護、⑤受益権持分の取得請求権、などを想定している。受益債権は、第2次受益者が他の第2次受益者を譲受人として受益権持分を譲り渡すことができるとする内容を信託契約に明文化することがある。

受益者連続信託は運用上、裁判実務等で争われる論点として、①遺留分侵害の有無および遺留分減殺請求に関する課題、②受益者連続信託スキームの公序良俗違反の有無、③当該スキームの脱法信託性の有無、④当該スキームの利益相反性の有無である。これら内容について、次節以降で考察する。

## 3. 生命保険契約の判例法理との比較にみる遺留分制度

### 3.1. 受益者連続信託における遺留分とは

受益者連続信託の運用上、裁判実務等で争われることが多い論点として、遺留分減殺請求がある。前記2.5.の事案では、Aが死亡後、受益権のうち、Y1が6分の4、X1およびX2が各6分の1を取得する。Y1、X1またはX2が死亡すると、これらの各受益権は消滅して、Y2が受益権を取得する。当該スキームでは、つぎの内容が課題となる。

例えば、①受益権は、遺留分減殺請求の対象となるのか、②減殺請求の対象とすれば、どの時点で観念すべか、③第1次、第2次、第3次と受益者が連続して取得していく場合、どの時点においてまで遺留分を配慮すべきか、④特定の者に受益権が収斂するスキームは違法であるのか、⑤遺留分侵害がある場合、信託財産の返還義務があるのか、⑥各受益者は信託財産の運用による遺留分相当額またはそれ以上の現実的利益を得ていることにより、遺留分侵害は無いといえるのか、⑦信託目的(家業の継続、財産の散逸防止等)の意図は、相続秩序に影響を与えるのか、などである。受益者連続信

---

『相続法の立法的課題』(有斐閣・2016年)26頁。

託を利用した財産承継に際し、これら内容は信託法上、明確にされていないため検討を要する。

## **3.2. 受益者連続信託における受益権の性質**

### **3.2.1. 受益者の死亡と受益権の消滅**

受益者連続信託とは、「受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め(受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。)のある信託」である(信託91条)。

受益者連続信託では、受益者が死亡すると、当該受益者が有する受益権は消滅して、他の者が新たな受益権を取得する。第2次以降の受益者は、先順位の受益者からその受益権を承継取得するのではなく、委託者から直接に受益権を取得するのである<sup>18</sup>。他方で、受益者の死亡により、順次他の者が受益権を取得するという選択がある。

### **3.2.2. 受益権の直接取得**

遺言に代わる生前信託では、第2次受益者が死亡して、第3次受益者に受益権が移転する場合、第3次受益者は第2次受益者から受益権を承継取得するのではなく、委託者から直接に受益権を取得する。

受益者連続信託の「受益者の連続」において、受益権を承継するのではなく、各受益者はそれぞれ異なる受益権を原始的かつ直接に委託者から取得するものと考えられる<sup>19</sup>。しかし、第2次受益者についても、委託者が死亡時に始期付きの存続期間の不確定な権利を取得したものとして、遺留分に必要な算定がなされると解される<sup>20</sup>。

受益者は相続ではなく、委託者から受益権を取得した後、受益者が死亡すると当該者の受益権は消滅する。後順位の受益者は委託者から受益権を直接に取得することになる。

受益者連続信託では、先順位受益者の死亡により、受益権はその後順位受益者に相続されるのではなく、委託者からの移転となる。受益者の死亡により、①受益権の消滅、②後順位受益者の受益権の発生が繰り返される。

### **3.2.3. 受益者連続信託と相続法との関係**

受益者連続信託において、受益者は先順位受益者の受益権を相続として取得するのではなく、委託者から原始的に受益権を取得する。これは、生命

---

<sup>18</sup>寺本昌広『逐条解説 新しい信託法』(商事法務・2007年)260頁。

<sup>19</sup>寺本(昌)・前掲注(18)260頁。

<sup>20</sup>田中＝田村・前掲注(12)157頁～158頁。

保険契約における「固有の権利」の取得に近い要素を有している。

受益者連続信託は相続による財産承継ではないが、受益者死後の財産承継であり、委託者からの取得である。また、公平の観点から、特別受益および遺留分制度等の相続法規の適用が一定範囲であると考えられている<sup>21</sup>。これら議論において、「相続法の公序」を信託によって潜脱することができないという一般的・抽象的前提がある。なお、相続法の公序が何であるのか、その内実の不透明さがある<sup>22</sup>。

信託法改正要綱試案の補足説明は、遺言代用信託および受益者連続信託に関し、「効力の発生時期が委託者の死亡時である信託契約については、これと同一の構造を有する死因贈与に関する規定が類推適用される」と述べる。「委託者の死亡時を効力の発生時期とする」遺言代用信託および受益者連続信託は死因贈与に関する考え方が斟酌されるとされる<sup>23</sup>。

### 3.3. 遺留分制度の検討

#### 3.3.1. 遺留分制度をめぐる議論

講学上、遺留分は、被相続人の財産の処分自由原則という私的自治の尊重と遺族の生活保障の調整制度とされる<sup>24</sup>。遺留分をめぐる紛争の実質は、共同相続人の一部に対する遺贈または贈与によって家族内部で不公正な財産配分が行われたとして、その是正を求める共同相続人間の争いへと変化してきた。共同相続人間で作用することが多い現実を踏まえて、現行民法の遺留分制度は、相続人の権利および平等を一定範囲で保障するものとされる。例えば、①「生活保障に必要な遺留分」付与は肯定する、②被相続人の専横または特定の者に対する偏愛から相続人を保護することが考えられる<sup>25</sup>。

遺留分制度の根拠とされてきた理由に関し、近年、様々な批判がある。例えば、子の遺留分に関し、①被相続人の平均寿命が伸長し、相続人である子は概して一定以上の年齢であり、②社会保障の変化および充実等に鑑みて、遺留分は遺族の生活保障という機能を必ずしも果たしていない、③遺留分の公平性維持機能では、婚外子などの相続の形式的平等を一定程度の維持することに意味はあるが、それ以外には被相続人により凶られた、家族内の財産関係調整による家族の実質的平等が妨害される短所がある、という批

---

<sup>21</sup>赤沼康弘「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託」小野傑＝福山雅也編『新しい信託法解説』(三省堂・2007年)265頁。

<sup>22</sup>沖野(水野編)・前掲注(17)27頁。

<sup>23</sup>星田寛「遺言代用信託」金融・商事判例 1261号 181頁(2007年)。

<sup>24</sup>永石一郎『判例からみた遺留分減殺請求の法務・税務・登記[第2版]』(中央経済社・2016年)9頁～10頁。

<sup>25</sup>川阪宏子『遺留分制度の研究』(晃洋書房・2016年)109頁。



判がなされている<sup>26</sup>。

永石弁護士は、「遺留分事件を担当した裁判官の中には、遺留分制度はマイナスの制度と捉える裁判官が少なくないように思われる」と指摘する。また、久保内元東京高裁判事は、「遺留分権者の展開する受遺者との争いには、利己的で頑迷な権利意識に依拠するなど、極めて不条理な戦いと見られるものもある。・・・家族法相続法の理念についての見解の相違、家族観・価値観の変動には著しいものがあるが、遺産分割調停・寄与分を定める処分の審判等においては、寄与分の評価の判断・運用に際し、家事審判官において割り切りすぎた数値化に走らず、ほどよい、というよりも、むしろ十分な裁量を働かせ、英断をしてほしいとの思いを募らせられることがある」と述べる<sup>27</sup>。

### 3.3.2. 遺留分減殺請求の権利濫用

遺留分減殺請求が権利濫用に該当する事由がある。例えば、被相続人と遺留分権利者につき、①家族関係が形骸化していること、②信頼関係が破壊され離縁請求または相続廃除を求めるのに相当するような重大な事情があるときは、権利濫用法理の適用があると考えられる<sup>28</sup>。

名古屋地判昭和 51 年 11 月 30 日判タ 352 号 293 頁は、養子 A が音信不通であったため、他方の養子 B が老親の介護を行い、財産を守ることに寄与してきたことなどから、A が B に遺留分減殺請求をしたことは、権利濫用に該当するとした。裁判例を概観すれば<sup>29</sup>、遺留分減殺請求行使の濫用について、様々な認定要素が形成されてきた。身分関係が形骸化し、遺留分減殺請求を認めることに対し、正義衡平の観点に照らし不当と認められる事情がある場合<sup>30</sup>、遺留分減殺請求が権利濫用にあたりとされることがある<sup>31</sup>。

---

<sup>26</sup>青竹美佳「遺留分制度の機能と基礎原理(二)」法学論叢 155 巻 3 号 34 頁～36 頁(2004 年)。

<sup>27</sup>久保内卓「遺言・遺留分の実態と理論」公益財団法人日弁連法務研究財団第 10 回専門家養成研修レジュメ(永石・前掲注(24)7 頁)。

<sup>28</sup>二宮周平『家族法[第 4 版]』(新生社・2013 年)456 頁。

<sup>29</sup>遺留分減殺請求が権利濫用に該当するとされた事案を紹介する。①仙台地裁秋田支判昭和 36 年 9 月 25 日は、養子 P が、養家を去り養父母を扶養せず、養父母の面倒をみた事実上の養子 Q に対する贈与につき、「遺留分減殺請求をしたことは、権利濫用に該当する」とした、②東京高判平成 4 年 2 月 24 日判タ 803 号 236 頁は、約 21 年間、被相続人と同居して世話をした弟 X に対し、遺産の土地を取得させる旨を同意していた兄 Y が、相続開始後、「遺留分減殺請求をしたことは、権利濫用に該当する」とした。

<sup>30</sup>東京地判平成 15 年 6 月 27 日金法 1695 号 110 頁等。

<sup>31</sup>永石・前掲注(24)276 頁。

### 3.3.3. 遺留分侵害の対応と制限

相続人は、遺留分侵害を伴う法律行為に対し、遺留分減殺請求権の行使（民 1031 条）ができる。減殺請求がなされて初めて遺贈等が遺留分を侵害した限度において効力を失う<sup>32</sup>。対象となる法律行為自体が無効となるものではない。

遺留分減殺請求がなされた場合でも、その減殺を受けるべき限度において、遺留分権利者に価額弁償をすることにより、相続財産の返還義務は生じない（民 1041 条）。当該規定は、受贈者・受遺者にとり、ある財産の交換価値の把握以上に、「現物としての一体性が重要であり、分割によって経済的・社会的価値を著しく喪失する場合、現物の分割または返還を免れるため」に設けられた<sup>33</sup>。

最判平成 12 年 7 月 11 日民集 54 卷 6 号 1886 頁は、贈与・遺贈の目的物が複数の財産からなる場合、減殺請求権者からの現物返還請求に対し、価額弁償をして返還義務を免れることができるとしている。同判決に対し、「価額弁償義務は任意債務としての性質を強め、受遺者は対象が経営的資産か否かに関係なく、その保持の必要性の有無を問うことなく、価額弁償制度の活用によって、取得したいと思う減殺弁物を確保できるようになった」という指摘がある<sup>34</sup>。

## 3.4. 信託設定行為と遺留分

### 3.4.1. 法制審の議論

受益者連続信託は、相続秩序から、一定の期間制限および遺留分減殺の対象とすることで一般に有効と考えられることが、立法過程で議論された（平成 17 年 12 月 16 日法制審議会信託法部会第 27 回会議議事録 38 頁～43 頁）。

学説上、信託法に基づく財産承継に関し、民法の遺留分規定が適用されるのかは、「信託法に従った財産承継において、民法の遺贈または死因贈与と類似の性質を有し、遺留分制度を完全に無視はできない」ことが通説に近い。道垣内教授は、「信託の設定によって、遺留分減殺を一律に免れるという効果が生じるものではないことは、ほぼ一致があり・・・。」と述べる<sup>35</sup>。

---

<sup>32</sup>永石・前掲注(24)11頁。

<sup>33</sup>川阪・前掲注(25)42頁。

<sup>34</sup>泉久雄「贈与等の目的である各個の財産についての価額弁償」民商 124 卷 6 号 44 頁(2001 年)。

<sup>35</sup>道垣内弘人『信託法(現代民法別巻)』(有斐閣・2017 年)62 頁。

### 3.4.2. 学説上の議論

生前信託では、生命保険との類似性を根拠として、「遺留分侵害の問題は生じないと解する余地がある」という見解がある。西教授は、「遺言の代用となる生前信託については、遺留分算定の基礎となる財産に含まれるのかなど不明確な点が多い。生前信託は、他人のためにする生命保険契約と類似点が見られることから、やはり遺留分の規定にかからないと解することもありえよう。」と指摘する<sup>36</sup>。

### 3.5. 生命保険契約に係る保険金請求権

生命保険契約において、被保険者の死亡により、保険金受取人は保険金請求権を自己の固有の権利として取得する。そのため、保険金請求権は保険契約者の相続財産とはならない(最判昭和40年2月2日民集19巻1号1頁)。

では、保険金受取人の変更により、新受取人が取得した保険金請求権が遺留分減殺請求権の対象となるのか。

最判平成14年11月5日民集56巻8号2069頁は、最判昭和40年2月2日を引用して、「死亡保険金請求権は、指定された保険金受取人が自己の固有の権利として取得するのであって、保険契約者又は被保険者から承継取得するものではない・・・、保険契約者の払い込んだ保険料と等価の関係に立つものではなく、死亡保険金請求権が実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることはできない」と判示した。

### 3.6. 死亡保険金請求権と遺留分減殺

#### 3.6.1. 最高裁判決の意義

従来、学説は死亡保険金請求権が遺留分減殺の対象となるかに関し、肯定説と否定説に分かれていた<sup>37</sup>。保険金受取人の変更行為は、遺贈・贈与にあたるのではない。保険契約者が保険金受取人を相続人以外の者に変更した場合、「保険契約者の法定相続人は保険金受取人に対し遺留分減殺請求が認められない」ことを、最判平成14年11月5日民集56巻8号2069頁は初めて明らかにした。

その理由として、①死亡保険金は保険金受取人が自己の固有の権利として取得するものであり、保険契約者または被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産を構成するものではない、②死亡保険金請求

---

<sup>36</sup>西希代子「遺留分制度の再検討(一)」法学協会雑誌123巻9号1706頁(2006年)。

<sup>37</sup>各説の内容は、中村也寸志「最判平成14年11月5日民集56巻8号2069頁判批(以下、「同判批」という。)」ジュリ増刊(最高裁:時の判例Ⅱ)298頁～299頁が詳しい。

権は、被保険者の死亡時に初めて発生するもので、保険契約者の払い込んだ保険料と等価関係には立たず、被保険者の稼働能力に代わる給付でもない、などからである<sup>38</sup>。

### 3.6.2. 否定説の検討

「死亡保険金請求権が遺留分減殺の対象とならない」という否定説によれば、生命保険金請求権は相続財産を構成するものではなく、受取人が固有の権利として取得するものである。そのため、遺留分算定の基礎となる財産の中に入れまたは減殺を受けるべき処分とすることはできず、この権利を遺留分についての民法 1030 条・1031 条の「贈与」「遺贈」の中に含めて減殺の対象となると解することは固有の権利を侵害することになるとされる<sup>39</sup>。

他方、否定説の論理展開は必ずしも十分ではないという指摘がある<sup>40</sup>。また、本判決が共同相続人の一人を死亡保険金受取人にした事案に及ぶかどうかは議論がある<sup>41</sup>。

しかし、判決文中の理由づけからは、当該事案への妥当性を否定すべきではないという意見がある<sup>42</sup>。なお、保険金請求権の発生時期は、第三者のためにする保険契約においては、保険事故の発生により保険金請求権は受取人の固有財産に帰属し、相続財産に含まれないと解する点では一致しているとされる<sup>43</sup>。

### 3.6.3. 肯定説の検討

信託設定行為が遺留分減殺請求の対象となることに肯定的な理由として、次の指摘がある。能見教授は、「信託設定行為は厳格には遺贈でも贈与でもないが、受益権が無償で受益権を取得する場合には、一般の生前信託が、遺言代用の生前信託か、遺言信託かによって、贈与、死因贈与、遺贈と同様に扱い、遺留分減殺請求の対象となるということが言えるであろう。」と述べる<sup>44</sup>。

---

<sup>38</sup>島田充子「同批評」判タ 1154 号 137 頁(2004 年)、浅井弘章「同判批」銀行法務 21 第 630 号 52 頁(2004 年)。

<sup>39</sup>遠藤弘「生命保険金請求権と相続」学習院大学研究年報(7)41 頁以下(1960 年)。

<sup>40</sup>千藤洋三「最判平成 14 年 11 月 5 日民集 56 卷 8 号 2069 頁批評」ジュリ 1246 号 82 頁(2003 年)。

<sup>41</sup>中村也寸志「同判批」法曹時報 56 卷 4 号 239 頁(2004 年)。

<sup>42</sup>潮見佳男「同判批」判例セレクト 2003(民法 12)24 頁)。

<sup>43</sup>田邊光政「同判批」私法判例リマークス 28 号 80 頁(2004 年)。

<sup>44</sup>能見善久「財産承継的信託処分と遺留分減殺請求」トラスト未来フォーラム編『信託の理論的深化を求めて』(公益財団法人トラスト未来フォーラム・2017 年)

沖野教授は、「遺留分制度についてはそれ自体が相続法の公序である限り、信託の設定によって回避できない」と述べ<sup>45</sup>、「信託法もまた、相続に関する事項については民法と補完的に相続法を構成しているという見方もありえよう」と指摘する<sup>46</sup>。

### 3.7. 受益者連続信託にみる遺留分の発生段階

#### 3.7.1. 法制審議会の議論および学説

受益者連続信託において、遺留分を配慮する必要はあろう<sup>47</sup>。では、遺留分を「どの段階で」考えるのが問題となる。新信託法の立法作業段階の議論では、次の内容が明確にされている。

第1に、連続受益者との関係で委託者が死亡した時点で、一定内容の受益権が付与されたものとして、必要な算定がなされる(平成18年1月12日法制審議会信託法部会第28回会議議事録33頁)<sup>48</sup>。第2に、委託者が死亡し、第1次受益者による受益権の取得の段階でのみ遺留分を考えるべきであると説明されている(平成18年1月17日法制審議会信託法部会第29回会議議事録13頁～14頁)<sup>49</sup>。

学説上、連続受益者の定めのある信託(遺言信託、生前信託の両方がある)において、遺留分権者の遺留分を侵害しているか否かの判断は、委託者死亡時に1回だけ行くとされる。その理由として、連続受益者の受益権はすべて、委託者の設定した信託によって生じるものであり、先順位の受益者の死亡によって後順位の受益者に受益権が承継的に移転されるわけではないからとされる<sup>50</sup>。

---

124頁。

<sup>45</sup>沖野眞巳「新しい信託法に期待するもの」NBL832号21頁(2006年)。

<sup>46</sup>沖野(水野編)・前掲注(17)52頁。

<sup>47</sup>寺本振透編『解説新信託法』(弘文堂・2007年)160頁。

<sup>48</sup>平成18年1月12日法制審議会信託法部会第28回会議議事録33頁は、「後跡継ぎ遺贈型の信託によって、遺留分制度を潜脱することができないことにつきましては、当部会において異論のないところであると思われまます。そして、この場合の法律構成といたしましては、前回資料でも御紹介いたしましたとおり、すべての連続受益者との関係で委託者が死亡した時点において、一定内容の受益権が付与されたものとして、必要な算定がなされることになるものと考えているところでございます」と述べる。

<sup>49</sup>本文2.5.の事案を、法制審議会信託法部会第29回会議議事録の議論にあてはめると、第2次受益者による受益権の取得の段階でのみ遺留分を考えるべきとなる。

<sup>50</sup>能見(トラスト未来フォーラム編)・前掲注(44)142頁。

### 3.7.2. 議事録の記載内容

信託設定時に財産処分がなされるという考えについて、新信託法の法制審議会信託法部会は、「遺留分の問題をどの段階で考えるのかという問題に関連することなんだと思いますけど、これは未存在の受益者がいたとしても、信託を設定したときに財産が処分されたというふうに考えて、その財産処分が処分者の相続が起きるときにですか、遺留分を侵害することになるかどうかという観点から考えると。あくまで途中の段階でもってある受益者の受益権が消滅して、次の受益者に移りますけれども、その段階では消滅した受益者の財産が処分されたという形では考えないと、最初の設定の段階ですべて遺留分の問題を考えるということになるんじゃないかと思います。」と指摘している(平成 18 年 1 月 17 日法制審議会信託法部会第 29 回会議議事録 13 頁)。

すなわち、遺留分は処分者の一定相続人との関係で問題になるとされる(同議事録 14 頁)。

### 3.7.3. 具体例

前記 3.7.1 を事例に基づき述べる。例えば、委託者 X、第 1 次受益者を X の妻 A、第 2 次受益者を長男 B とする。X が死亡し、次いで第 1 次受益者 A が死亡したとき、受益権は第 2 次受益者である B に移転する。しかし、妻 A から長男 B への移転では相続を観念しないため、遺留分減殺を考えないとされる。

この結果、A の共同相続人として次男 C が存在する場合、C は A の死亡時点で遺留分減殺請求権を行使できないとされる。そのため、X の死亡時に、A が受益権を通じて取得することになる相続財産を、委託者の相続にあつての遺留分算定の基礎とすべきことになる<sup>51</sup>。この説明については、「特に異論はない」ことが指摘されている<sup>52</sup>。

### 3.7.4. 生前信託への適用

前記 3.7.3 の事案を受益者連続信託のなかでも、生前信託に当てはめる。生前信託では、①委託者が生前中は自身が第 1 次受益者となり、②委託者が死亡すると、指名しておいた者(例えば、配偶者・子等)が第 2 次受益者となる。

---

<sup>51</sup>寺本(振)編・前掲注(47)161 頁、川阪・前掲注(25)172 頁。

<sup>52</sup>加藤祐司「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託と遺産分割及び遺留分減殺請求」判タ 1327 号 21 頁(2010 年)。なお、新井誠監修『コンメンタール信託法』(ぎょうせい・2008 年)295 頁、第一東京弁護士会総合法律研究所遺言信託実務研究部会編『遺言信託の実務』(清文社・2010 年)168 頁参照。

生前信託の場合、委託者＝第1次受益者であるため、第1次受益者が死亡して、第2次受益者に受益権が移転する場合に、第2次受益者は遺留分侵害があると減殺請求権を行使できる。しかし、第2次受益者が死亡して、第3次受益者に受益権が移転する場合、遺留分減殺請求権を行使できないことになる。

### 3.7.5. 遺留分侵害と受益者連続信託の効力

受益者連続信託で仮に遺留分侵害があり、減殺請求があったとしても、直ちに信託の効力を失うものではない<sup>53</sup>。遺留分規定に反しても遺言が当然に無効となるのではなく、遺留分権利者から減殺請求をなし得るに過ぎない<sup>54</sup>。

また、複数の受益者が存在し、その一部の受益者が他の相続人である受益者の遺留分を侵害していると考えられるとき、信託設定自体を減殺すると、遺留分を侵害していない受益権の権利を不当に侵害することになる<sup>55</sup>。これを避けるためには、遺留分減殺請求は受益者に対しなされ、減殺請求を行使した者に、減殺された割合に対する当該受益権が帰属することになると考えられる。

受益者連続信託で仮に遺留分侵害があったとしても、信託の効力が維持される理由に関し、道垣内教授は、次のように指摘する。

信託設定により、委託者の財産が受託者に移転すること自体、誰にも利益を与えるものではない。遺留分の侵害は受託者から受益権者として利益を受ける地位を取得することによって生じるものであり、問題は受益権の取得である。受益権者による受益権の取得の前段階として位置づけられる、委託者による信託設定は、それ自体は誰の遺留分をも侵害しない行為である。少なくとも、遺留分の関係においては、相続は当該信託が設定されたというかたちで生じたと考えることができる。被相続人が相続開始の時に有していた財

---

<sup>53</sup>星田寛「財産承継のための信託(受益者連続信託)の検討」能見善久編『信託の実務と理論』(有斐閣・2009年)51頁は、「遺留分減殺請求により直ちに信託の効力を失うと解することはできない。遺言者の真意または信託目的、受益債権に対する減殺請求の割合またはその額等により、信託の効力の喪失が判断されると解される」と述べる。また、飯田富雄「遺言信託に関する考察」信託20号16頁(1954年)によれば、受益権は遺言書に定めた受益者から遺留分権利者に帰属し、遺留分権利者が受益者となる。減殺の効果として、受益権の帰属に変動を生じるが、遺言信託の効力を消滅させるものではなく、受託者に対し信託財産の返還を請求することは許されないとする。遺言者の意思に反するためである。

<sup>54</sup>大阪谷公雄『信託法の研究(下)』(信山社・1991年)384頁。

<sup>55</sup>道垣内弘人「信託設定と遺留分減殺請求」(能見編)・前掲注(53)62頁。

産の価額は、受益権の価額とする<sup>56</sup>。遺留分侵害とされる対象の法律行為は、直ちに公序良俗違反により無効ではなく、必ずしも不法行為となるものではない。

なお、信託設定の遺留分減殺請求の相手方として<sup>57</sup>、学説上、①受託者説<sup>58</sup>、②受益者説<sup>59</sup>、③受託者＋受益者説がある。このうち、③が有力説とされてきた<sup>60</sup>。

### 3.8. 受益者連続信託における遺留分侵害の判断

#### 3.8.1. 遺留分侵害の判断

信託の設定において、遺留分侵害があると考えられる場合、信託設定のどの部分が遺留分を侵害し、減殺請求の対象となるのか。

第 1 に、信託設定行為そのものは遺留分侵害とはならず、受益者の受益権取得を遺留分侵害行為ととらえる説(受益権説または受益権帰属減殺説)である。減殺請求は、受益権の取得によって遺留分権者の遺留分を侵害し

---

<sup>56</sup>道垣内(能見編)・前掲注(53)64頁～65頁。

<sup>57</sup>遺留分減殺請求の相手方に関する学説上の分類は、次のようになる。第 1 に、受託者説は、信託設定により被相続人から受託者へ信託財産の所有権が形式的に移転したことをもって遺留分侵害行為と捉え、受託者を相手方として当該財産の返還を求めるものである。遺留分侵害の相当額を、請求者に価額弁償することで、信託は維持される。第 2 に、受益者説は、信託設定により受益者が受益権という信託財産の実質的利益を取得することが遺留分侵害行為と捉え、受益者を相手方として受益権の返還を求めるものである。第 3 に、受託者＋受益者説は、遺留分が受託者への信託財産の形式的な所有権移転および受益権取得による受益者への実質的な利益移転の双方により侵害されるとする。遺留分減殺請求の相手方は、受託者および受益者の双方であるとする(三枝健治「遺言信託における遺留分減殺請求」公証法学 40 号 43 頁(2010 年))。

<sup>58</sup>受託者説では、遺留分減殺請求は、遺留分を侵害する委託者の処分行為を取り消すことを理由に、受託者が相手方になるとする(寺本(振)編・前掲注(47)161頁～162頁)。川淳一教授は、「遺言による処分は受託者に対してされるため、遺留分減殺請求の相手方は受託者である」とする(川淳一「受益者死亡を理由とする受益者連続型遺贈」野村豊弘＝床谷文雄編著『遺言自由の原則と遺言の解釈』(商事法務・2008 年)28 頁)。能見教授は、「信託行為減殺説では信託自体の効力を否定するのであるから、減殺請求の相手方は受託者(信託行為の当事者ないし信託行為の直接の相手方)と考えるのが適当である。詐害行為として信託自体を取り消す場合に、Y1 は受託者とされているのと同様である(信託 11 条 1 項)。」と指摘する(能見(トラスト未来フォーラム編)・前掲注(44)130 頁)。

<sup>59</sup>道垣内(能見編)・前掲注(53)62頁～63頁。

<sup>60</sup>四宮・前掲注(15)160 頁。



ている受益者に対してなされ、滅殺された割合に対応する受益権が滅殺請求者に帰属する<sup>61</sup>。

第 2 に、信託設定行為そのものが遺留分侵害行為となり、遺留分滅殺請求の対象となる財産の価額が信託財産の価額であるとする説(信託行為滅殺説または信託財産説)である。遺留分侵害の範囲で信託行為の効力が否定され、受託者への信託財産の移転の効力も否定される<sup>62</sup>。

### 3.8.2. 遺留分の侵害時点

受益権説では、受益者連続信託において、遺留分滅殺請求の対象となる財産は、信託財産ではなく、各受益者または帰属権利者が有する「受益権」と解される。信託財産が滅殺されるならば、信託財産の独立性はなく、過去・現在・未来の受益者の受益権に影響を与え、ときに当該受益者の遺留分の侵害がさらに問題となりうるからである<sup>63</sup>。

道垣内教授が指摘するように、信託設定により、委託者の財産が受託者に移転すること自体、誰にも利益を与えるものではなく、遺留分の侵害は受託者から受益権者として利益を受けるという地位の取得が前提となる。そのため、遺留分滅殺請求の対象となる財産は、受益権が対象となろう<sup>64</sup>。

ある相続人が遺言信託による信託受益権を与えられたとき、その評価において、遺留分が侵害されていないとされれば、相続にあたり信託受益権を取得することで満足しなければならない。「遺留分の侵害を受けた者は、遺留分滅殺の結果、信託受益権ではない、確定的な所有権等を取得できるはずだ、信託受益権が取得できるのではおかしい、というのでは、理屈が通らない」とされる<sup>65</sup>。

### 3.8.3. 他の受益者の保護

他者の遺留分を侵害しないかたちで受益権を取得した者が存するとき、信託設定を滅殺することによって信託全体を覆滅させることは、信託法が、詐害信託の規律において、善意の受益者を害させないように、悪意の受益者に対する受益権の移転請求を基本としていることと一貫しない<sup>66</sup>。

すなわち、相続財産の価額は、信託財産ではなく、受益権の価額を基準とし、滅殺請求は、受益権の取得によって遺留分権利者の遺留分を侵害して

---

<sup>61</sup>道垣内・前掲注(35)63頁。

<sup>62</sup>能見(トラスト未来フォーラム編)・前掲注(44)125頁。

<sup>63</sup>星田(能見編)・前掲注(53)51頁。

<sup>64</sup>道垣内(能見編)・前掲注(53)63頁～64頁。

<sup>65</sup>道垣内(能見編)・前掲注(53)63頁。

<sup>66</sup>道垣内・前掲注(35)133頁。

いる受益者に対してされるとともに、その結果、減殺された割合に対応する受益権が減殺請求権者に帰属すると解すべきとされる<sup>67</sup>。

#### 3.8.4. 価値評価の低額化の有無

信託により対象財産が受益権となり、所有権より価値評価が低額化する可能性が高く、減殺請求の範囲が縮減するという批判がある<sup>68</sup>。

しかし、例えば、対象財産が不動産であり、賃貸して収益を得ている場合、信託設定しているか否かに関わらず、賃料は年々減少する。また、抵当権が設定された物件である場合でも、減額される。他方で、信託財産の一体的運用により、一定の収益が定期的に生じる事案もある。信託設定がなされた場合にだけ、評価が減額されるのは、当を得ていないという指摘がある<sup>69</sup>。

#### 3.8.5. 受益権説に対する批判とその考察

受益権説に対する批判として、能見教授は、次の設例を前提とする。

(設例)

被相続人 Z に相続人として子 AB がおり、Z が遺言(生前での信託契約とは異なる)で全財産 1 億円相当を信託し、A に生涯毎月 50 万円の給付を受けることのできる受益権を与え、A が死亡したら、信託は終了し、残余財産は A の子 C に帰属することが定められたとする。

B は遺留分権者であり、1 億円×1/4 の 2,500 万円が遺留分である。B が相続する額はゼロであるから、B は遺留分に相当する 2,500 万円まで被相続人がした財産処分の減殺を請求できるとする<sup>70</sup>。

能見教授は、この事案の前提として、A の受益権の 1/4 が B に移転することで、B の遺留分額 2,500 万円に達することになるのか疑問である。受益権帰属を一定割合否定し、その分を遺留分権者に帰属させることが遺留分権者の利益の保護として十分かと指摘する<sup>71</sup>。当該設例では、B は相続対象から排除され、遺留分減殺請求をしなければ受領する相続財産はゼロである。能見教授は、「遺留分制度は、相続人の処分行為(贈与、遺贈)を完全かつ絶対的に否定するものではない。遺留分権者に遺留分に相当する財産を確

---

<sup>67</sup>道垣内・前掲注(35)63頁。

<sup>68</sup>三枝健治「遺言信託における遺留分減殺請求」早稲田法学 87 巻 1 号 45 頁(2012年)。

<sup>69</sup>川阪・前掲注(25)164頁。

<sup>70</sup>能見(トラスト未来フォーラム編)・前掲注(44)124頁。

<sup>71</sup>能見(トラスト未来フォーラム編)・前掲注(44)133頁。

保できればよいのである。」と述べる<sup>72</sup>。

### 3.9. 信託行為減殺説の検討

信託行為減殺説では、信託設定行為そのものが遺留分侵害となり、遺留分侵害の範囲で信託行為を否定する。前記 3.8.5.の設例では、遺留分権者 B は遺留分の割合の範囲で信託設定の効力を否定でき、否定された部分は遺留分権者 B に帰属する<sup>73</sup>。

信託行為減殺説に関し、加藤弁護士は、「立法過程でどの程度有力なものであったかについては、法制審議会の議事録では確認できなかった」と指摘する<sup>74</sup>。そして、「信託財産の一部が遺留分減殺請求者に移転した場合、委託者が信託を設定した目的を達しえなくなる可能性が高いのではないか(信託 163 条 1 項 1 号)という問題は生ずるように思われる」と述べる<sup>75</sup>。

複数の受益者が存在し、一部の受益者が他の相続人である受益者の遺留分を侵害しているとする。信託財産を遺留分減殺請求の対象とすれば、信託財産が一体的に管理運用されて生じていた収益が、信託財産の分割により適切な収益が生じなくなり、受益者全員に不利益となる可能性がある。その結果、他の遺留分権利者の遺留分を侵害するかもしれない。信託財産が金銭ではなく不動産であり、それが賃貸借により運用されている場合、信託債権者(信託が成立していると思って受託者と取引をした債権者)および他の受益者に不測の影響を及ぼす。

そのため、遺留分減殺請求は受益権に対してなされ、減殺請求者に減殺された割合に対する受益権を帰属するものとされる。民法は、遺留分に相当する相続財産そのものが、必ず相続人によって承継されるべきことを要求するものではない。遺留分に相当する利益が、何らかの形式において、相続人に遺留することである。相続人の全部が信託されるが、遺留分の価額に相当する利益が、信託における受益権または信託財産の帰属権の形式において、相続人に与えられている限り、相続人の遺留分を侵害する結果を生じることはないとされる<sup>76</sup>。

### 3.10. 想定事案における遺留分侵害の有無

#### 3.10.1. 受益権の収斂と受益者連続信託の法的性質

遺留分侵害が争われた判例および学説等に照らし、前記 2.5.の想定事案

---

<sup>72</sup>能見(トラスト未来フォーラム編)・前掲注(44)135頁。

<sup>73</sup>能見(トラスト未来フォーラム編)・前掲注(44)130頁。

<sup>74</sup>加藤・前掲注(52)23頁。

<sup>75</sup>加藤・前掲注(52)24頁。

<sup>76</sup>近藤英吉『判例遺言法』(有斐閣・1938年)221頁～222頁。

を検討する。当該事案では、受益者の死亡により、その受益権が消滅する。第 2 次以降の受益者は、先順位の受益者からその受益権を承継取得するのではなく、委託者から直接に受益権を取得する。生前信託では、第 2 次受益者が死亡して、第 3 次受益者に受益権が移転する場合、第 3 次受益者は第 2 次受益者から受益権を承継取得するのではなく、委託者から直接に受益権を取得する。

受益者連続信託は、相続による承継ではない。しかし、死後の財産承継であり、公平の観点から、特別受益および遺留分制度等の相続法規の適用が一定範囲でなされると考えられている。当該信託において、遺留分を配慮する必要はあるが、遺留分をどの段階で考えるのかは、法制審議会信託法部会の議論において、「委託者が死亡し、第 1 次受益者による受益権の取得の段階でのみ遺留分を考えるべきである」と説明されている(平成 18 年 1 月 17 日法制審議会信託法部会第 29 回会議議事録等)。

生前信託では委託者＝第 1 次受益者であるため、第 1 次受益者が死亡して、第 2 次受益者に受益権が移転する場合に、遺留分減殺請求権を行使できる。しかし、第 2 次受益者が死亡して、第 3 次受益者に受益権が移転する場合、遺留分減殺請求権を行使できないことになる。

このように考えると、Y1 の子 Y2 を第 3 次受益者として、受益権を収斂して承継させることに問題はなく、X1・X2 は Y2 に受益権が収斂されることを回避したいのであれば、受益者間の承諾により受益権の買取を求めるなど、その方法を信託設定において規定することが検討されよう。第 3 次受益者において遺留分の配慮は発生しないと考えられる。

信託法上の受益者連続信託は、相続法規と生命保険法理の折衷的な要素を有している。

### 3.10.2. 遺留分減殺請求の対象となる財産

受益者連続信託において、遺留分減殺請求の対象となる財産は、信託財産ではなく、各受益者または帰属権利者が有する受益債権と解される。その理由として、次のことが指摘できる。

第 1 に、もし直ちに信託財産が減殺されるならば、信託財産の独立性はなく、過去・現在・未来の受益者の受益権に影響を与え、ときに当該受益者の遺留分の侵害がさらに問題となりうる。第 2 に、信託設定により、委託者の財産が受託者に移転すること自体、誰にも利益を与えるものではなく、遺留分の侵害は受託者から受益権者として利益を受ける地位の取得が前提となろう。第 3 に、信託財産は個々の特性に照らし、概して「現物としての一体性」が重要であることが多くの場合、総体として一体的に保有、管理されることが、信託財産を構成する不動産の経済的価値の維持・向上に資することがある。第 4

に、受益者連続信託において、遺留分減殺請求の対象となる財産は、各受益者または帰属権利者が有する「受益債権」であることは、学説上、多数説または有力説である。第 5 に、対象財産が受益債権であることをもって、直ちに価値評価が相当に低額化するとはいえない。

### 3.10.3. 信託財産の運用による相応の収益の取得

前記 2.5.の事案では、受益権は Y1 の子孫が取得するため、Y1 は本件信託財産の適切な管理運用等(例えば、売却、賃貸)を行わず、X1・X2 が死亡するまで待つ。信託財産である不動産の売却が適切と考えられる場合でも、当該売却をせず、Y1 に対し信託財産を X1・X2 の利益になる管理運用することは期待できない。これは遺留分規定を潜脱できるものであるという主張が考えられる。

しかし、X1・X2 は対象受益権から毎年、相応の収益を定期的に取り得し、今後も一定収益が見込まれるなど、X1・X2 の経済的状况に配慮がなされている。X1・X2 に遺留分に相当する現実的利益が当該配慮により手当されているのであれば、想定事案における受益権の割合をもって、遺留分侵害には当たらないであろう。未来永劫にわたり推定相続人に対する遺留分を配慮することまで、受益者連続信託は予定してはいないと考えられる。また、遺留分侵害の有無をもって直ちに信託契約全体が終了するものではないことは、受益権説(受益権帰属減殺説)および信託行為減殺説(信託財産説)においても妥当しないであろう。

## 4. 信託契約における関連課題の検討

### 4.1. 信託契約における公序良俗違反の検討

#### 4.1.1. 問題点の所在

受益者連続信託の運用上、裁判実務等で争われる論点として、公序良俗違反の有無がある。受益者連続信託では、特定の者に受益権が最終的に収斂するスキームが多い。

前記 2.5.の事案では、Y1、X1 または X2 が死亡すると、Y1、X1 または X2 の各受益権は消滅して、Y2 が取得する。これは信託制度を濫用して、遺留分制度を中心とする相続法秩序を破壊する。このことは公序良俗違反となるのか。そこで、受益者連続信託を利用した財産承継が公序良俗違反に該当するのかを検討する。

#### 4.1.2. 公序良俗の概念

公序良俗は私的自治および契約自由の前提となり、行為規範および効力規範として私的自治および契約自由を制限する。私的自治は「自分の生活

空間を主体的に形成する自由」と考えられ<sup>77</sup>、憲法上の幸福追求権として保障される。憲法上の自由である契約自由に対し不当な制限にならないことが要請される。

公序良俗の概念は、①人倫に反するもの、②正義の観念に反するもの、③他人の無思慮窮迫に乗じて不当の利を博すること、④個人の自由を極度に制限するもの、⑤営業の自由の制限、⑥生存の基礎たる財産を処分すること、⑦著しく射幸的なもの、という要素を基本としつつ<sup>78</sup>、判例の集積および時代による変化がある<sup>79</sup>。

公序良俗は契約正義論の視点から考察する見解<sup>80</sup>、憲法と私法の関係から考察する見解があり、後者では契約自由を制限することを正当化するに足りる理由が求められるとする。民法 90 条は一般条項であり、特別法があればそれが優先される。判例は権利・自由の保護に関する事案が多いとされるが、消費者契約法等で特別の規定が定めれば、民法 90 条の役割は相対的に小さくなる<sup>81</sup>。

#### 4.1.3. 公序良俗違反が問題となる事案

旧民法の判例を概観すれば、相続人以外への贈与の効力が争われた事案において、法定推定家督相続人がいるにもかかわらず、動産および家屋を除き、所有土地すべてを他人に贈与しても、公序良俗に反せず有効とされた（大判昭和 14 年 3 月 31 日判決全集 6 輯 15 号 3 頁）。遺留分減殺制度が法定されている以上、このような行為を許容することが法律上の相続秩序の要請にかなう。被相続人の処分自由をできるかぎり尊重すべきであるというのが、その背後にある考え方である<sup>82</sup>。

また、被相続人が特定の者に、遺留分を害するような贈与等をする場合、財産処分を無効とすべきか（無効説）、遺留分減殺に服するのか（減殺説）が争われてきた。前記の大判昭和 14 年 3 月 31 日以降の判例を概観すれば、

---

<sup>77</sup>山本敬三『公序良俗論の再構成』（有斐閣・2000 年）25 頁。

<sup>78</sup>我妻榮『新民法総則』（岩波書店・1965 年）272 頁以下。

<sup>79</sup>渡辺晃『公序良俗入門』（商事法務・2000 年）28 頁は、①人倫に反する事例の減少と経済取引関連事例の圧倒的増加、②労働関係事例、詐欺的商法の増加、③当事者間の利害調整機能の増大、④立法・解釈進展のつなぎとしての機能、⑤不法行為における違法性の根拠、⑥不法原因給付における不当性の制限などを指摘する。

<sup>80</sup>大村敦『公序良俗と契約正義』（有斐閣・1999 年）11 頁以下、同『契約法から消費者法へ』（東京大学出版・1999 年）163 頁参照。

<sup>81</sup>山本・前掲注(77)189 頁。

<sup>82</sup>山本・前掲注(77)138 頁。

最判昭和 25 年 4 月 28 日民集 4 卷 4 号 152 頁は、遺留分を害するような贈与であっても、遺留分減殺請求権が認められている以上、それ自体は有効としている。

すなわち、「原判決は、A(被相続人)はその判示の如き事情の下に実子を持たぬ、後妻である被上告人 X の将来を慮り、当時同人の所有していた本件物件その他一切の動産、不動産を挙げて、これを被上告人に贈与した事実を認めていた当時の民法下においても、これをもって所論のように直ちに公序良俗に反する無効の契約とすることはできない。かかる場合に、家督相続人に遺留分減殺請求権を認めた同民法の趣旨からしても、右のごとき契約を当然無効とするものではないことは明らかである。」と判示する。

遺留分を害する贈与等に関し、減殺説が有力であり<sup>83</sup>、戸主が家督相続人以外の者に全財産を贈与することは、旧相続法においても、公序良俗違反とはいえないと解される<sup>84</sup>。旧民法の家督相続下で行われた財産処分<sup>85</sup>の効力に関する問題であり、現行の共同相続に直ちに応用することはできないが、その理論は現行法においても妥当する<sup>85</sup>。

その後、最判昭和 29 年 12 月 24 日民集 8 卷 12 号 2271 頁は、隠居の財産全部の留保について、「遺留分について問題を生ずるだけで、留保を全面的に無効ならしめるものではない」として、当該問題に終止符を打つたとされる<sup>86</sup>。

他方、現行民法において、最判昭和 37 年 5 月 29 日家裁月報 14 卷 10 号 115 頁は、被相続人が特定の相続人(後妻との間に生まれた子)のために財産のほぼ全部を贈与し、さらに残る遺産を全部遺贈して他の共同相続人の相続財産が皆無となった事案につき、「遺留分権利者において遺留分減殺を請求するのはともかく、右遺贈が公序良俗に反し無効であるとはいえない」と判示した。このように、「減殺説」が支持されている。

減殺説が全部無効説を克服してきた背景には、絶対的無効という結果が取引の安全を甚だしく脅かすからである。取引安全との調和を考えると、相

---

<sup>83</sup>中川善之助＝泉久雄編『注釈民法(26)』(有斐閣・1992年)363頁～365頁(中川淳執筆)、中川＝泉・前掲注(10)661頁以下。

<sup>84</sup>旧相続法は家督相続を採用していたが、家の財産でもそれを家という団体の財産としてではなく、戸主の個人財産として構成し、それを相続発生の時点においてのみ家督相続人に帰属させることを強制していたにすぎず、その財産をすべて家の財産として家督相続人に維持承継させることまで強制してはいないとされる(中尾英俊「全財産の贈与の効力」家族法判例百選(第3版)286頁(1980年))。

<sup>85</sup>乾昭三「全財産贈与の効力」家族法判例百選(第3版)256頁(1980年)。

<sup>86</sup>乾・前掲注(85)257頁。

続人の保護は遺留分の減殺請求にとどめるべきとされる<sup>87</sup>。

#### 4.1.4. 受遺者との関係と遺贈の効力

財産承継において、公序良俗違反として遺贈が無効とされた事案は、主に不倫関係の維持継続を目的とする遺贈である。

第1に、大判昭和18年3月19日民集22巻6号185頁は、妾関係の維持継続を条件としての遺贈(1万円)が無効とされた。第2に、福岡地小倉支判昭和56年4月23日判タ464号164頁は、愛人への過去の謝罪および世話への感謝の気持ちも含まれていることが否定できないが、「愛人との情交関係を維持したいとの被相続人の強い希望に愛人が応えてくれるであろうことを前提としてなされたもの」であるとして遺贈(全遺産の10分の1であるが億単位)が無効とされた。第3に、東京地判昭和58年7月20日判時1101号95頁は、初老の遺言者が16歳年下のX女との関係を維持するためには、財産的利益の供与等により受遺者であるX女の歓心を買う必要があったものと認められるとして、「情交関係の維持・継続をはかるために、本件遺贈をなしたものと認めるのが相当である」として遺贈(全遺産である約4,000万円)が無効とされた。

他方、公序良俗違反に該当しないとして遺贈が有効とされた判例として、次がある。

第1に、大阪地判昭和43年8月16日判時557号257頁は、妾に対する遺贈が、「その生活を維持するのに必要な範囲内のものである限り、これをも公序良俗に反し、無効なものというべきではないと解するのが相当である」として遺贈(同棲中の土地・建物)が有効とされた。

第2に、東京地判昭和59年12月19日判タ553号187頁は、遺贈の主目的がY1の将来の生活が困らないようにとの配慮であるとして遺贈(全遺産の3分の1)が有効とされた。

#### 4.1.5. 全財産を長男に信託

東京地判昭和17年10月30日法律評論32巻3号民法89頁は、被相続人が全財産を長男に信託する旨の遺言は、公序良俗に反することなく、無効とはならないとした。本件では、財産名義は長男であるが、弟姉妹に月々相当の生活費を支弁して援護することが遺言書の内容として解釈された。

本件では相続財産は任意に処分することは許されず、財産の収益から兄弟姉妹が各自月給として相当の金額を受け取り、財産保全を計るべきものとする側面があった。現行民法下においても、本判決は肯定的にとらえられて

---

<sup>87</sup>乾・前掲注(85)257頁。



いる<sup>88</sup>。

#### 4.1.6. 重視される要素

これら判例を概観すると、①性関係の強要になる場合、②(配偶者以外への)遺贈を認めては経済的に配偶者の生命維持が危ぶまれる場合、③遺言に錯誤が存する場合などを除き、遺言者の最終意思が尊重されている<sup>89</sup>。

裁判所は、①対象財産の形成における各配偶者の長年における寄与、②配偶者の生活基盤を脅かすほどの(配偶者以外への)利益供与、③不倫な関係にある者に対する財産的利益の供与としては、社会通念上著しく相当性を欠くなどの要素が検討される。そして、遺言状作成における当事者間の関係および状況、動機、内容に照らして、処分の効力を判断している<sup>90</sup>。

#### 4.1.7. 財産権の制限

財産権の制限において、公序良俗違反が問題となる。例えば、判例上、財産権の譲渡・贈与において、永久に処分を禁止する契約は、公の秩序に反し無効とされる(大判明治 32 年 3 月 15 日民録 5 輯 3 卷 20 頁)。他に転売しないという債権的な義務を負担するにすぎないだけでは契約は有効とされる(大判大正 15 年 7 月 6 日判例評論 15 卷諸法 318 頁)。

財産権の制限が公序良俗違反として無効となるのは、正当な理由なく財産権が無限定に制限されるという例外的な場合に限られる。契約自由が原則として重視される<sup>91</sup>。

#### 4.1.8. 受益者連続信託における制限

受益者連続信託は、円滑な財産承継および残された家族等の生活保障等のニーズを受けて立法化された。その懸念として、①相当に長期に信託財産を拘束することは、委託者による処分禁止財産を創設する、②その結果、物資の融通を阻害し、国民経済の利益に反するおそれがある、③ある世代の人間が、その後の財産の利用のあり方を決め、次世代の人間がそれに拘束されるのは、財産権の秩序を害するおそれがあること、などの指摘がある<sup>92</sup>。

信託を利用した場合でも、長期間にわたる財産の固定は好ましくないとされ

---

<sup>88</sup>大阪谷・前掲注(54)383頁～385頁。

<sup>89</sup>松倉耕作「遺言と公序良俗違反」判タ 581 号 118 頁(1986 年)。

<sup>90</sup>伊藤昌司「包括遺贈と公序良俗違反による無効」判タ 529 号 218 頁～219 頁(1984 年)。

<sup>91</sup>山本・前掲注(77)133 頁。

<sup>92</sup>田中和明『新信託法と信託税務』(清文社・2007 年)292 頁。

るため<sup>93</sup>、当該信託がなされたときから、30年を経過した時以後に現に存する受益者が死亡するまでを有効とするように期間を区切っている。

新信託法の法制審議会信託法部会の議論において、「前受益者の死亡を契機として受益者が変わるという形態であることからいたしまして、通常の信託と比べて受益者が存在しない期間ですとか信託期間の長期化が典型的に予想されるということがございますので、財産の効用維持ですとか財産権秩序といった観点から、このような信託全体が無効と解されないという懸念があると存じます。そのような懸念から、一定の有効期間を明記すべきではないかとの指摘がございました」と指摘されている(平成18年1月12日法制審議会信託法部会第28回会議議事録33頁)。

受益者連続信託における公序良俗違反は、相当長期に信託財産を拘束し、委託者による処分禁止財産を創設するなどが主に対象となり、当該課題に対し、信託の有効期間を定めることで対処しているのである。

#### 4.1.9. 想定事案における公序良俗違反の有無

公序良俗違反が争われた判例および学説等に照らし、前記2.5.の事案を検討する。

例えば、①判例で指摘されたような社会通念上著しく相当性を欠く財産の承継事案であるのか、②X1・X2には受益権を通じ遺留分に対する配慮がなされ、Y1による信託財産の運用により、X1・X2は対象受益権から毎年、相応の収益が分配されているのか、③信託契約は、当事者の地位の著しい優劣、格差および自由な意思形成を阻害する状況下で締結されたものではないか、④受益者の意思を現実化し、かつ受託者の不適切行為を予防・是正する条項が設けられているか、⑤Y1の子Y2に受益権が収斂されることを避けたい場合、X1・X2は他の受益者に受益権持分の取得請求をして譲渡ができるなどの手段が設けられているのか、などが手当てされているのかである。

これらの要素がある場合、公序良俗違反とは考えにくいであろう。

## 4.2. 信託契約と脱法信託の検討

### 4.2.1. 問題点の所在

受益者連続信託の運用上、裁判実務で争われる論点として、受益者連続信託スキームの脱法信託性の有無がある。前記2.5.の事案では、Y1に6分の4、X1に6分の1、X2に6分の1とし、最終的にY2に受益権が収斂す

---

<sup>93</sup>新信託法の法制審議会信託法部会の議論では、「亡くなった方が長期間にわたって生きている人の生き方を決めていくということは、どうも適当ではないんじゃないだろうか」という指摘がある(平成18年1月17日法制審議会信託法部会第29回会議議事録13頁)。

る。これは遺留分に留意したように見えるが、このスキームは信託財産を直接享受しうる権利能力を持たないにも関わらず、権利能力を制限する法令を回避した要素があるのか。

そこで、受益者連続信託を利用した財産承継が脱法信託性を有するのかを検討する。

#### 4.2.2. 脱法信託の具体的内容

公序良俗違反の事項等を目的とする信託行為(民 90 条)だけでなく、一定の信託は禁止される。例えば、脱法信託の禁止(信託 9 条)、訴訟信託の禁止(信託 10 条)、債権者詐害信託の禁止(信託 11 条・12 条)がある。脱法信託とは、信託における形式的な権利者(受託者)と実質的な権利者(受益者)が異なることを利用した脱法行為である<sup>94</sup>。

信託法上、法令により財産権を享受することができない者は、その権利を有するのと同じの利益を受益者として享受することができない(信託 9 条)。権利能力の制限に関する強行規定につき、信託を利用して回避することは禁止されるのである。

#### 4.2.3. 脱法信託の具体例

脱法信託の事案として、次のような場合が考えられる。

第 1 に、法令上、日本の鉱業権を取得できない外国人が、信託を利用して、表面上は日本国民を鉱業権者にして管理させ、外国人を受益者として鉱業権を有するのと同じの利益を得られるようにする信託が脱法信託となる<sup>95</sup>。

第 2 に、特許法 25 条に基づき、日本国内に住所または居所(法人にあつては、営業所)を有しない外国人は、日本国民がその外国で内国民待遇を受けられるときに限り(日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているとき)、日本において特許権を享有することができる。しかし、例えば、P国では日本国民が内国民待遇を受けていない場合、P国の国民Xは日本において、特許権の権利者(特許権に関する特別権利能力)として認められない<sup>96</sup>。Xは日本国民を特許権者にして管理させ、Xを受益者として特許権を有するのと同じの利益を得られるようにする信託が脱法信託となる。

第 3 に、外国人は一部の株式会社が発行する議決権株式の保有割合につき、一定以上を超える場合、株主名簿の書換えが禁止されている。外国人が当該株式を信託により取得し、受託者の名前で名義書換えを請求すること

---

<sup>94</sup>田中＝田村・前掲注(12)31頁。

<sup>95</sup>田中實＝山田昭『信託法』(学陽書房・1989年)54頁。

<sup>96</sup>寺本(昌)・前掲注(18)54頁。

はできない。

#### 4.2.4. 脱法信託の認定要素

信託法 9 条は強行法規であり、その違反行為は基本的に無効となる<sup>97</sup>。しかし、特定の者が、法令に違反して財産権を享受する行為をした場合、その行為の私法上の効力が否定されないときは、信託を利用して同じ財産権を有し利益を享受することになっても、信託の私法上の効力が否定されるわけではない<sup>98</sup>。

脱法信託の認定要素として、例えば、受益権の経済的価値およびその継続性、信託契約に至る経緯、当事者の意思、対象財産の特性、受託者の裁量内容などが考慮される<sup>99</sup>。とりわけ、受益者が信託財産を直接享受しうる権利能力を持たないにも関わらず、権利能力を制限する法令を回避するために、信託を活用することは許されないといえる<sup>100</sup>。

#### 4.2.5. 想定事案における脱法信託性の有無

信託契約における利益相反行為の解釈に照らし、前記 2.5.の事案を検討する。当該事案では、受益者が信託財産を直接享受しうる権利能力を持たないにも関わらず、権利能力を制限する法令を回避するために信託を活用したとは考えにくい。受益者が信託財産を直接享受しうる権利能力を持たないにも関わらず、権利能力を制限する法令を回避したものではない。

また、信託財産の運用により、X1・X2 は対象受益権から毎年、相応の収益を定期的を取得するなど、X1・X2 に経済的利益の配慮がなされ、受益権収斂の回避方法が示されている。これら要素がある場合、脱法信託とは考えにくいであろう。

### 4.3. 信託契約における利益相反行為の検討

#### 4.3.1. 問題点の所在

受益者連続信託の運用上、裁判実務で争われる論点として、受益者連続信託スキームの利益相反性の有無がある。前記 2.5.の事案では、受託者として信託財産の売却または賃貸等の運用権限を有する Y1 は、これら運用および売却等を他の受益者の利益になるように適切に行わず、X1・X2 の死亡という「時の流れ」により、次順位の受益者 Y2 が X1・X2 の受益権を取得する。

当該受益者連続信託は、構造的かつ必然的に利益相反状況を生じさせ

---

<sup>97</sup>新井誠『信託法〔第4版〕』（有斐閣・2014年）179頁。

<sup>98</sup>田中＝田村・前掲注(12)32頁。

<sup>99</sup>寺本(昌)・前掲注(18)54頁、寺本(振)編・前掲注(47)20頁。

<sup>100</sup>四宮和夫『信託法(増補版)』（有斐閣・1979年）46頁。

る信託であり、信託契約の効力に影響を与えるのかを検討する。

#### 4.3.2. 受託者の忠実義務

信託契約において、①受託者の利益相反行為とはいかなる状況であり、②社会規範としてどのような信託が制約を受け、③受託者が負う忠実義務の内容は何かが問題となる。新信託法は、受託者の忠実義務(信託 30 条)に基づき、受託者が信託事務を処理するにあたり、委託者から信託財産の所有権の移転を受けるため、受託者は専ら受益者の利益のために行動することが要請される<sup>101</sup>。

受託者は、①受益者の利益のために公正および配慮をもった行動が要請され<sup>102</sup>、②受託者の忠実義務に基づき、受益者の利益を害するおそれがある行為は利益相反行為として禁止される(信託 31 条1項)。受託者と受益者の利益が相反する場合、受託者の利益を優先させてはならないという利益相反行為の禁止が基本となる。

#### 4.3.3. 忠実義務違反の効果

委託者により信託財産の管理運用等を委託された受託者は、委託者または受益者の利益を図ることが期待され、合理的かつ思慮ある行動を取らなければならない。そのため、受益者が最終的に得た利益の有無よりも、受託者が受益者の立場または資産を利用して、自己(受託者)の利益を図った場合、受託者は、①利益吐き出し、②受益者の資産減少分を補償しなければならない。

忠実義務違反の効果は、行為を類型化したうえで、無効または取消し得るものとされる(信託 31 条 4 項～7 項)。受益者の利益と相反する行為は、受託者がもっとも容易になし得る忠実義務違反の典型的な行為であり、抑止効果の観点から、無効とされる<sup>103</sup>。無効の対象行為(同条 4 項)に関し、受益者の利益に資する場合にまで絶対的無効にする必要はないため、受益者が望むのであれば、それを追認して有効とすることができる(同条 5 項)。

受託者が忠実義務違反の規定に違反する行為をした場合、受益者は受託者に損失補てん責任を追及できる(信託 40 条 1 項)。当該行為によって受託者または利害関係人が得た利益の額と同額の損失を信託財産に生じさせたものと推定される(同条 3 項)。

#### 4.3.4. 受益者の具体的対応

---

<sup>101</sup>寺本(昌)・前掲注(18)117頁。

<sup>102</sup>大阪谷・前掲注(54)401頁。

<sup>103</sup>寺本(振)編・前掲注(47)71頁。

受託者が違法な自己取引により、信託財産の一部資産Pを自己の固有財産として管理処分しようとした場合、または処分した場合、受益者はどのような対応ができるのか。

例えば、①受益者は、当該取引が無効であるとして、Pが信託財産に属していることの主張が可能、②Pが信託財産から逸失したことにより損失が生じている場合、受益者は損失補てんを受託者に請求が可能、③受託者がPを第三者Qに転売している場合、QがPにつき違法な自己取引に係るものであることにつき悪意・重過失であれば、受益者はQに対し転売を取り消すことが可能である。しかし、Qが善意・無重過失であれば、受益者は転売を取り消すことができないが、受託者に損失補てん責任を追及することができる。

#### 4.3.5. 受託者の利益相反行為として禁止する類型

第1に、受託者が信託財産に属する財産(当該財産に係る権利を含む)を固有財産に帰属させ、または固有財産に属する財産を信託財産に帰属させることを禁止する(信託31条1項1号。自己取引の禁止)。例えば、不動産処分信託において、受託者Yが信託財産の不動産をY自身に(相場より廉価で)処分することは禁止される。

第2に、受託者が信託財産を他の信託の信託財産に帰属させる行為が禁止される(同項2号。信託財産間取引の禁止)。双方代理(民108条)と類似の性質を有するからである。例えば、受託者が複数の委託者P1・P2から金銭の信託を受けて株式の運用をしている場合、委託者P1の信託財産に属する株式を委託者P2の信託財産とし、その代わりに一定額の金銭をP2の信託財産からP1の信託財産に移すことは禁止される。

第3に、受託者が第三者との間で信託財産のために行為する際に、同時に他の第三者の代理人となる行為が禁止される(同項3号。双方代理的行為の禁止)。前号と同じく双方代理と類似の性質を有するからである。例えば、信託期間中の管理と信託期間満了時の換価処分を目的として委託者Aから不動産Xの信託を引き受け、信託終了時に不動産Xを売却する場合、受託者が他者Bを代理して不動産Xの売買契約を締結することは禁止される。

第4に、間接取引の禁止である。その他第三者との間において信託財産のために行為する行為であって受託者またはその利害関係人と受益者との利益が相反する行為が禁止される(同項4号)。例えば、受託者Yが委託者Aの不動産Pの信託を引き受けながら、Y自身の都合のために金融機関から資金を借り入れるに際し、不動産Xに抵当権を設定することは禁止される。

#### 4.3.6. 利益相反行為の許容要件

受託者の行為が結果的に委託者の利益となると考えられる場合、一定の

要件を満たせば利益相反行為は許容される。一定の要件とは、例えば、次の場合である(信託 31 条 2 項)。

①信託行為に利益相反行為を許容する旨の定めがある場合(同項 1 号)104、②受託者が利益相反行為に係る重要事実を開示し、受益者の承認を得た場合(同項 2 号)105、③相続その他の包括承継により、信託財産に関する権利が固有財産に帰属した場合(同項 3 号)106、④受託者が当該行為をすることが信託目的達成のために合理的に必要と認められ、受益者の利益を害しないことが明らかであり、または正当な理由があるときである(同項 4 号)107。

#### 4.3.7. 忠実義務の合理化

新信託法は受託者の義務等の内容を適切な要件の下で合理化している。受託者は委託者に対し忠実義務を負うが、前記 4.3.6.で述べたように、一定の要件を満たせば利益相反行為をすることが許容されている。

旧信託法は、受託者が負う忠実義務は強行規定と解されていた<sup>108</sup>。例え

---

<sup>104</sup>新信託法 31 条 2 項 1 号では、例外として許容される行為が、他の行為と客観的に識別可能な程度の具体性をもって定められ、かつ、当該行為について、これを許容することが明示的に定められることなどを要する(寺本(昌)・前掲注(18)125頁)。

<sup>105</sup>新信託法 31 条 2 項 2 号の具体例として、テナント・ビルを信託財産としているが、テナントが入らないため、受益者の承認を得て、受託者が適正な賃料でテナントとなることが考えられる(寺本(昌)・前掲注(18)126頁)。

<sup>106</sup>受託者の恣意的意図が機能せず、受益者の利益が害されるおそれがないためである。

<sup>107</sup>正当な理由の有無は個別具体的な事情に基づき判断される。正当な理由がある場合としては、次が考えられる。①信託財産に属する土地が競売に付された場合において、受託者がその固有財産で競落する場合、②受託者が銀行を兼営している場合において、信託財産に属する金銭を一般の顧客と同一の利率で受託者の固有財産(銀行勘定)に預金する場合(自行預金)、③信託財産に属するテナント・ビルで、テナントが長期間いない状況にあるときに、受託者が他のテナントと同一の賃料等の条件でテナントとして入居する場合、④信託財産に属する金銭をもって市場で有価証券を購入したところ、その有価証券は、偶然、受託者が固有財産で売却したものであった場合、⑤信託財産に属する金銭を第三者に送金する必要がある場合、一般顧客向けの料率またはそれより定額の料率の費用を徴収して送金を実施する場合、である(寺本(昌)・前掲注(18)126頁)。

<sup>108</sup>旧信託法は受託者の忠実義務を規定しないが、22 条が受託者による信託財産の固有財産化の禁止および信託財産に対する権利取得の禁止という制約を受託者に課すことを、受託者の忠実義務を前提としていた(四宮・前掲注(15)232頁)。やむを得ない事由があり、かつ裁判所の許可がある場合に限り、前記禁止が例外

ば、①市場価格がある財産であっても、信託財産に属する財産を市場価格で受託者の固有財産として取得すること、②信託財産を売却する必要性があるにもかかわらず受託者以外に適当な売却先が見当たらない場合であっても受託者に対し、当該財産を売却することは許容されないとされる。

しかし、新信託法によれば、①形式的に受託者と受益者間の利益が相反する行為を全く許容しないという考え方はあまりに硬直的な規律であり、②受益者の利益が害されるおそれのない場合にまで一律に禁止する必要はなく、③受益者の利益とならないとされた<sup>109</sup>。

#### 4.3.8. 想定事案における利益相反行為の有無

信託契約における利益相反行為の解釈に照らし、前記 2.5.の事案を検討する。当該事案にみる信託契約は受益者 X1・X2 と受託者 Y1 間に、利益相反状況を作り出しているのかを検討する。Y1 は受託者として信託法 31 条 1 項が禁止する自己取引、信託財産間取引、双方代理的行為および間接取引を行ってはいない。例えば、X1・X2 は対象受益権から毎年、相当の収益を定期的に取得することが可能である。

X1・X2 と Y1 は同じ受益者の地位にあり、Y1 が信託財産を不適切に管理運用することは、Y1 自身の収益が減少することになり、利益相反行為をする誘因とはなりにくい。受託者の利益相反行為はそれ自体が無効または取り消しになるが(信託 31 条 4 項～7 項)、信託契約が無効となるものではない。

---

的に解かれた。

<sup>109</sup>今川嘉文＝河合保弘他編『誰でも使える民事信託〔第 2 版〕』(日本加除出版・2012 年)197 頁～198 頁(今川嘉文執筆)。